

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年七月七日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画品川駅西口地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都港区高輪三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年七月七日

東京圏国家戦略特別区域会議

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画田町駅東口地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 追加する部分

東京都港区芝浦三丁目及び芝五丁目各地内

変更する部分

東京都港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区街づくり支援部都市計画課（港区役所六階）

三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

四 意見書の提出先 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課